富 監 第 ９ １ 号
令和６年３月１２日

富岡市長　榎本　義法　様

富岡市監査委員　　清水　繁雄
同　　壁田　賢二

令和４年度財政援助団体等監査の結果報告（公表）について

地方自治法第１９９条第７項の規定に基づき、財政援助団体等監査を執行したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり報告（公表）します。

財政援助団体監査報告書

第１　監査基準

富岡市監査基準

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第７項の規定に基づく財政援助団体監査

第３　監査の対象

(1) 対 象 団 体　一般社団法人 富岡シルク推進機構
(2) 所　管　課　経済産業部 農林課
(3) 補　助　金　7,155,720 円（令和４年度）蚕糸業継承対策補助金
　　負　担　金　8,500,000 円（令和４年度）富岡シルク推進機構負担金

第４　監査の期日

令和５年 12 月 28 日から令和６年２月 13 日まで

第５　監査の場所

富岡市監査委員事務局及び一般社団法人富岡シルク推進機構

第６　監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア　補助金等の決定は、法令等に適合しているか
イ　補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か
ウ　補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は、適正に行われているか
エ　効果及び条件の履行確認等は、実績報告書等により行われているか
オ　補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか

(2) 団体関係

ア　補助金等に係る申請手続きは、適正に行われているか
イ　事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか
ウ　補助金が対象事業以外に流用されていないか
エ　出納関係帳票の整備、記帳は適正か
オ　補助金に係る収支の会計処理は適正か

第７　監査の方法

財政援助団体とその所管課に対し、令和４年度会計における出納、その他の事務の執行に関わる関係書類の提出を求めた。提出された監査資料の調査、確認をするとともに、さらに調査を必要とする事項については、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第８　監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づき監査したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されているものと認められたものの、富岡市が交付する負担金については以下のとおり検討されたい。

本市がシルク推進機構に支出する負担金については、令和３年度から５年間、毎年850 万円が交付されることとなっている。地方自治法における負担金とは、地方公共団体が公益上必要と認められる場合に限り、市民あるいは団体等に支出できるとされている。シルク推進機構が実施する事業が、本市にとって特定の利益を受けかつその事業に一定の義務・責任がある場合、応分の金額を支出することはやむを得ないものと考える。

一方でその支出は長期化・固定化する傾向にあり、対象団体の自主性・独立性が阻害される可能性も否定できない。限られた財源の中で、効果的に負担金を支出するためには、シルク推進機構から具体的な積算・負担根拠を求め、そのうえで本市は負担割合・交付金額を精査し、決定するよう求めるものである。

公の施設の指定管理者監査報告書

第１　監査基準

富岡市監査基準

第２　監査の種類

地方自治法第 199 条第７項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

第３　監査の対象

(1) 対 象 団 体　一般社団法人 富岡市観光協会
(2) 所　管　課　世界遺産観光部 観光交流課
(3) 管 理 施 設　富岡市妙義ふれあいプラザ「妙義温泉もみじの湯」
(4) 委　託　料　10,000,000 円（令和４年度）運営管理委託料（指定管理料）
(5) 指定管理期間　令和４年４月１日から令和９年３月 31 日まで

第４　監査の期日

令和５年 12 月 28 日から令和６年２月 13 日まで

第５　監査の場所

富岡市監査委員事務局及び富岡市妙義ふれあいプラザ

第６　監査の着眼点

(1) 所管部局関係

ア　指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
イ　指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
ウ　協定等には必要事項が記載され、締結は適正に行われているか
エ　管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
オ　事業報告書の点検は適切になされているか
カ　指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか

(2) 指定管理者関係

ア　施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか
イ　協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
ウ　利用料金等の取扱いは適正に行われているか
エ　利用促進のための取組はなされているか
オ　出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか

カ　施設の管理運営及び財産の管理は適切に行われているか

第７　監査の方法

公の施設の指定管理者とその所管課に対し、令和４年度会計における管理運営事業の実施状況、その他の事務の執行に関わる関係書類の提出を求めた。提出された監査資料の調査、確認をするとともに、さらに調査を必要とする事項については、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

第８　監査の結果

提出された関係諸帳簿等に基づき監査したところ、協定書等の基準を遵守し、指定管理者制度の目的に沿っておおむね適正に処理されているものと認められた。また、厳しい社会情勢の中、前任者から経営を引継ぎ様々な経営努力を重ねていることは承知している。しかしながら、指定管理料は、前任者と同額の５か年で総額５千万円であり、その初年度として、1 千万円の指定管理料が設定されていたが、結果的に 15,446,000 円の運営支援補助金を交付することで、赤字を免れた。

今後は安易に補助金に頼るのではなく、しっかりとした積算に立ち、持続可能な施設経営のための指定管理料の設定を望むものである。